

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	2	府 省 庁 名	内閣府
対象税目	☒ 個人住民税 ☒ 法人住民税 ☒ 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、法人税及び所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。 ・ 特例措置の内容 経済金融活性化特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）		
関係条文	（ 沖縄振興特別措置法 第 57 条、第 57 条の 2、第 58 条 沖縄振興特別措置法施行令 第 26 条 租税特別措置法 第 12 条、第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 41 条の 19、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 26 条の 28 の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、第 39 条の 56、第 39 条の 90 租税特別措置法施行規則 第 5 条の 14、第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 11、第 20 条の 4、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の 2、第 22 条の 26、第 22 条の 37、第 22 条の 60 の 2 地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 51 条第 2 項、第 72 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 12 第 3 号、第 72 条の 23 第 1 号、第 292 条第 1 項第 3 号、第 313 条第 2 項		
減収 見込額	[初年度] — (▲ 1 6) [平年度] — (▲ 1 6) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。 (2) 施策の必要性 昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、より民間主導の自立型経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成 14 年に、金融業務特別地区（以下、金融特区）として創設され、平成 26 年度に金融特区を発展的に解消して、経済金融活性化特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の経済金融の活性化を図ったものである。 今回の改正要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、法人税及び所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じるものであり、本特例措置を延長することにより、対象地区の対象産業を効果的に集積し、立地企業による活発な企業活動やデジタル化を促すことで、沖縄の経済金融の活性化を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進																			
	政策の達成目標	1. 達成目標 ① 経済金融活性化産業の集積 ② 設備投資による付加価値額の増加 ③ 事業拡大・新たな事業展開等の促進 2. 測定指標 ① 制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数 ② 制度を活用した設備投資による付加価値額の増加率 ③ 制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数																			
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年3月31日までの2年間																			
	同上の期間中の達成目標	令和8年度までに 達成目標①：経済金融活性化産業の集積 測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数 目標値①：18社 達成目標②：設備投資による付加価値額の増加 測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加率 目標値②：2.25% 達成目標③：事業拡大・新たな事業展開等の促進 測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 目標値③：2件																			
	政策目標の達成状況	<table><tr><td>項目</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>新規立地企業数（社）</td><td>14</td><td>53</td><td>12</td></tr><tr><td>設備投資による付加価値増加額（万円）</td><td>—</td><td>214,315</td><td>115,582</td></tr><tr><td>エンジェル税制の適用件数（件）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※各数値は沖縄県調べ					項目	R3	R4	R5	新規立地企業数（社）	14	53	12	設備投資による付加価値増加額（万円）	—	214,315	115,582	エンジェル税制の適用件数（件）	0	0
項目	R3	R4	R5																		
新規立地企業数（社）	14	53	12																		
設備投資による付加価値増加額（万円）	—	214,315	115,582																		
エンジェル税制の適用件数（件）	0	0	0																		
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で事業税控除3件（7百万円）、法人住民税控除7件（9百万円）の適用を見込む。																			
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置の積極的な活用により、経済の基盤となる産業の集積及びそれに伴う新たな雇用創出が見込まれるほか、地域内事業者による設備投資を通じた生産性の向上や観光客の受入れ能力向上等による内発的発展が効果的に見込まれ、沖縄における自立型経済の構築に貢献する。																			
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人税及び所得税の軽減。 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。																			

		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融関連産業、情報通信関連産業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。 また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に

税負担軽減措置等の適用実績

(過去5年間の適用実績)

(単位：件、百万円)

項目		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
法人住民税	控除額	14	5	3	3	5
個人住民税	控除額	—	—	—	—	—
事業税	控除額	3	11	11	8	17

※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、令和元年度～令和4年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。令和5年度は沖縄県調べ。

※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※算定できないものについては「—」と記載。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

(令和4年度実績)

・ 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却法人住民税 0 千円、事業税 0 千円

・ 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 1,409 千円、事業税 —

・ 沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 1,423 千円、事業税 5,540 千円

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※国税に連動しない場合は「—」を記載した。

関連する事項

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34 社から 50 社へ、当該企業の雇用者数も 1,042 人から 1,218 人へ増加し、事業認定が 9 件、投資税額控除が 28 件となり、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。

令和 6 年度は保険業に関する企業が 2 社、初めて名護市で新規設立・開業している。うち 1 社は事業認定を行っており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。

1. 測定指標

令和 5 年度までの成果目標は、

① 進出後に本税制を活用した企業数

② 本税制を活用した企業による雇用者数の増加

令和 8 年度までの成果目標は、政策の達成目標に鑑み、

③ 経済金融活性化産業の立地企業増加数 18 社

④ 設備投資による付加価値増加率 2.25%

⑤ エンジェル税制を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 2 件とする。

実績・見込み：

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
① 活用企業数（指標）	22	11	14	—	—	—
① 活用企業数（実績）	10	6	8	—	—	—
② 雇用者数（指標）	280	342	435	—	—	—
② 雇用者数（実績）	—	93	148	—	—	—
③ 立地企業数（指標）	—	—	—	299	308	317
③ 立地企業数（実績）	—	—	—	—	—	—
④ 付加価値増加率（指標）	—	—	—	0	1.5	2.25
④ 付加価値増加率（実績）	—	—	—	—	—	—
⑤ 開拓件数（指標）	—	—	—	0	0	2
⑤ 開拓件数（実績）	—	—	—	—	—	—

※活用企業数・雇用者数（指標）は、R3～R5 は R3 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※R3, 4 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、R5 は沖縄県調査。雇用者数（実績）は沖縄県調査。

※立地企業数・付加価値増加率（指標）は R6 年度に将来の適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※開拓件数（指標）は、沖縄県調べ

前回要望時の達成目標

令和 5 年度までに

達成目標①：経済金融活性化産業の集積

測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数

目標値①：22 社

達成目標②：設備投資による付加価値額の増加

測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加額

目標値②：440 万円

達成目標③：事業拡大・新たな事業展開等の促進

測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数

目標値③：4 件

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<前回要望時からの達成度> 達成値①：79 社 達成値②：329,874 万円 達成値③：0 件 <目標に達していない場合の理由> ③ 事業拡大による資金調達が控えられたことや、認定を受けている事業者が5社と少なく、投資をする側にとっては選択肢が限られていること、資金調達する企業にとっても、事業認定及び指定の申請に時間を要するため、投資時機を逸すること、申請等に要する負担が大きいこと等の理由から利用に至らなかった。
これまでの要望経緯		○平成 26 年度 ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 ○平成 29 年度 ・2 年間延長 ○平成 31 年度 ・2 年間延長 ○令和 3 年度 ・1 年間延長 ○令和 4 年度 ・3 年間延長